

交渉情報	NO.64	日本郵便信越支社 郵便・物流オペレーション部
JP労組 信越地方本部	2018年1月22日	添付資料:3枚

直江津郵便局の郵便区統合（集配拠点の集約）に関する

具体的実施計画並びに具体的要員措置計画に対する地方交渉の整理について

関連：信越地本第45号（2018.1.16）

地方本部は1月16日に「直江津郵便局の郵便区統合（集配拠点の集約）に関する具体的実施計画並びに具体的要員措置計画」に対して意見表明を提出し、地方交渉を展開してきました。

本日、別紙を持って整理をはかりましたので周知します。

最終整理にあたり、信越支社 西澤郵便・物流オペレーション部長より、「本施策は郵便事業の損益改善・郵便事業黒字化に向けた取組である。JP労組信越地本から17項目にわたる意見表明があり、いずれも今回の施策に重要なものと理解している。交渉窓口での内容から、統合に向けた直前・直後対策や環境の整備、丁寧な社員周知の必要性は特に重要であると受け止める。今回整理した内容はその大枠であり、労使ともに課題認識は一致していると理解している。今後、実施に向け、さらなる社員の理解・浸透のため、丁寧な社員周知となるよう再度周知していく。円滑な実施のため、労使一体となって一致協力し、取り組んでいきたい。」との決意が示されました。

地方本部を代表して花見副委員長からは、「直江津郵便局は鉄道輸送の時代から、信越郵便の要所として伝統ある郵便局である。今回、郵便事業の損益改善に向けた取り組みとして郵便区統合が実施されることとなったが、形は変われど、直江津エリアのお客さまにしっかりと郵便サービスを提供していくことに変わりはない。実施計画に基づき、これから5月1日の統合実施日までの間、より詳細な準備を積み上げていくことになるが、お客さまにしっかりと郵便サービスを提供し、統合による損益改善効果を最大限に発揮するために、社員に対する丁寧な説明とお客さま対応・周知に格別の配慮を願いたい。準備詳細について、都度労使間での情報共有と意見交換を実施しながら進捗を図って行きたい。」との考え方を示しました。

次頁以降に要求内容（下線部）と支社回答のポイントを記します。全体の要求回答は別紙を参照してください。

なお、各局における社員周知については2月5日（月）までに実施することになっていきますので承知ください。

【総論】

1、高田郵便局へ直江津郵便局の郵便区統合（集配拠点の集約）するに至った根拠を示すこと。
また、その効果を明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

郵便事業の損益改善、郵便黒字化に向けた取組みとして郵便区の見直しを検討する中で、局規模、局間距離、所在行政区等に鑑み、直江津郵便局の郵便区を高田郵便局に統合するとしています。

統合の効果としては、

- ① 直江津郵便局への運送便の廃止
- ② 高田郵便局への内務事務統合に伴う作業の省力化
- ③ 管理者の減配置等による人件費の削減等

により、損益改善がはかられるとしています。

【業務】

2、直前直後の業務運行に万全を期すこと。また、必要な車両等を確保するよう、求めたこと
に対し支社は、

直前直後に実施するべき業務については、指示文書での指示のほか、準備状況について定期的に訪問し、進ちょく状況を確認するとしています。また、当該局と確認を行い、必要車両の確保を統合実施日までに行うとしています。

なお、直江津郵便局配備の車両を高田郵便局に移管することで、車両台数に不足は生じないとしています。更改時期等を早めに確認し、統合後の業務運行に支障が出ないよう改めて支社に求めました。

3、統合後に郵便区を1区増とする根拠を示すこと。また、そのための労働力および車両等の確保について万全を期すよう、求めたことに対し支社は、

増区の根拠として、高田郵便局から直江津エリア集配区への走行距離が増えることを考慮したものとしています。統合にかかる労働力及び車両数については、当該局に確認し、業務運行に支障を来さないよう取り運ぶとしています。

4、本施策の実施に伴う運送便ダイヤの変更について示すこと。また、それに伴う直江津エリア内の取集時間および事業所等の集荷体制の変更について明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

運送ダイヤの設定については、業務運行全体を考慮した上で調整を行い、3月末を目途に確定し改めて情報提供するとしています。また、取集及び集荷体制については、運送ダイヤの決定を受けて、当該局と今後調整していくとしています。

【施設】

5、更衣室・ロッカー・雨具置き場・乾燥室等の設備の充実化をはかるよう、求めたことに対し支社は、

現状の更衣室、ロッカー室等の設置場所を、再度、見直しする等して、必要な設備の設置を行うとしています。

なお、現状のスペースを整理・レイアウト変更し、必要な物品等は不足なく揃えることを確認しました。

6、統合により機動車が増えるため、必要な駐車スペースを確保するよう、求めたことに対し支社は、

現状の駐車スペースのレイアウトを見直しする等し、業務運行に支障が発生しないよう必要な駐車スペースを確保するとしています。

7、統合により自動車通勤する社員が増えることが想定されるため、必要な社員駐車場を確保するよう、求めたことに対し支社は、

本郵便区調整により自家用車通勤となる社員が駐車できるよう、高田郵便局近隣の駐車施設の確保に努めるとしています。

8、直江津エリアに休憩所や前送箇所（郵便物の中継・保管施設）を確保するよう、求めたことに対し支社は、

直江津エリアの集配作業について、前送施設・休憩所を設けた方が効率的となる集配区については、当該局と今後検討し遺漏のないよう取り運ぶとしています。

なお、現在直江津郵便局で使用している前送施設等については、継続することを確認しました。

9、統合後の高田郵便局郵便部および集配営業部スペースのレイアウトについて示すこと。また、統合後の直江津郵便局郵便部スペースの活用方法について明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

高田郵便局については、書状区分機の撤去部分を含め、レイアウトを検討するとしています。

直江津郵便局については、有効なスペース活用を検討のうえ、改めて情報提供するとしています。

10、直江津郵便局契約の給油所・保守店については、高田郵便局からの足延べ分も考慮し、引き続き契約をするよう、求めたことに対し支社は、

給油所及び保守店利用は可能としています。但し、統合に伴う高田郵便局での新たな手続き（給油カード等の移管）が必要となるため、業務運行に支障を来さないよう取り運ぶとしています。

【要員・労働力】

11、計画人員に対して、郵便部▲4名、第一集配営業部▲2名、第二集配営業部▲7名となるが、その差異をどのように対処するのか明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

計画人員に対する不足分は、期間雇用社員による補充を行い、引き続き知人紹介、求人ペーパー、Web 募集等により積極的に募集活動を行い要員確保にあたるとしています。

12、本施策により雇用終了となる期間雇用社員が出る場合は、業務に支障をきたさないよう、

早めの要員確保を行うよう、求めたことに対し支社は、

雇用継続を確認する中で、要員不足が生じる場合は、速やかに募集活動を行うとしています。

13、直江津郵便局の郵便部廃止に伴い、コールセンターは高田郵便局に統合するため、必要に応じた増配置とするよう、求めたことに対し支社は、

統合後に想定される一時的なコールセンターの業務量の増加については、配置人員を増やす等の対策を講じて対応するとしています。

【期間雇用社員】

14、本施策に伴い雇用替えとなる期間雇用社員等の無期労働契約への転換については、直江津郵便局における勤務期間を通算するよう、求めたことに対し支社は、

無期労働契約への転換にかかる雇用契約期間については、現勤務局の雇用契約期間だけでなく、条件により、他局における雇用契約期間を通算することができる制度となっており、本施策に伴う雇用替えについては、無期労働契約への転換にかかる雇用契約期間として、直江津郵便局における雇用契約期間を通算するとしています。

【その他】

15、支部段階において意思疎通の時間を十分確保し、課題解決に向け丁寧な対応をはかるよう、求めたことに対し支社は、

関係局に対し、支部労使間の意思疎通は、協約に定める項目について説明・意見交換を行った上で、これに関連する組合要求事項について十分な時間を確保し丁寧な意見交換及び相互調整を行うよう指導するとしています。

また、郵便区調整に係る準備作業等を高田・直江津両局で連携を図り、円滑に進めるため、役職を問わず業務に精通した社員を選出しプロジェクトチームを組成するとしています。

16、本施策の実施計画および要員措置計画について対象社員に丁寧に説明し、理解・浸透をはかるよう、求めたことに対し支社は、

関係局に対し、本施策の実施計画及び要員措置計画並びに通勤状況調書又は意向確認書の提出について丁寧に説明し、理解・浸透をはかるよう指導するとしています。

17、本施策の実施日は5月1日としており、ゴールデンウィーク中となるため、本施策により変更となる点（ゆうゆう窓口の廃止等）について、お客さま周知・対応には万全を期すよう、求めたことに対し支社は、

現在、お客さまに対する周知・対応として、

- ① 直江津郵便局区内のお客さまに対して周知チラシを配布予定
- ② 直江津郵便局の郵便窓口、ゆうゆう窓口、同局区内のエリアマネジメント局で周知チラシを掲出
- ③ 大口顧客等へは直接、周知チラシを持参、訪問対応
- ④ 郵便差出箱の収集時刻を変更する場合は、一般の例により事前周知を行う。

としています。